

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年8月28日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第1号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 学年による教育課程の区分を設けない高等学校は、京都市立伏見工業高等学校、京都市立日吉ヶ丘高等学校及び京都市立京都奏和高等学校（以下「単位制高等学校」という。）とする。

第5条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 高等学校の学期の区分及び期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期及び後期に区分する場合

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- (2) 3学期に区分する場合

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

- 3 前項各号の学期の区分は、京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、校長が定める。

第5条に次の3項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、校長は、学校運営上特に必要があるときは、同項に規定する学期の期間以外の期間を定めることができる。この場合において、校長は、当該学期が始まるまでに、当該学期の期間を教育委員会に届け出なければならない。

- 5 前3項の規定にかかわらず、校長は、第2項に規定する学期の区分により難い特別の事情があるときは、教育委員会の承認を得て、学期を同項に規定する学期以外の学期に区分し、及び当該学期の期間を定めることができる。この場合において、校長は、当該学期が始まるまでに、当該学期の区分及び期間を届け出なければならない。

- 6 第3項及び前項の規定にかかわらず、校長が定めようとする学期の区分が従前の学

期の区分と同一である場合は、第3項又は前項の規定による教育委員会の承認を要しない。

第9条第1項後段中「受けなければならない」を「得なければならない」に改める。

第20条中「在籍する」を「在学する」に改める。

第23条第2項中「単位制による課程を履修する」を「単位制高等学校に在学する」に改める。

第26条第1項本文中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第40条本文中「在籍し」を「在学し」に改める。

第41条中「(以下「学力検査」という。)」を削る。

第43条第2項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「在籍し」を「在学し」に改める。

第46条第3項中「在籍中」を「在学中」に改める。

別表第1京都市立塔南高等学校の項を次のように改める。

京都市立塔南高等学校	全日制	普通科	3年	5年
		教育みらい科		
京都市立京都奏和高等学校	定時制	普通科	3年又は4年	7年

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市立高等学校の管理運営に関する規則の規定により学期を区分し、及び学期の期間を定めるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)